

# 貿易円滑化に関する これまでの取組と今後の課題

平成29年10月  
財務省

# 貿易円滑化の取組

(昭和45～) (昭和55～) (平成2～) (平成12～) (平成22～)

1970～ 1980～ 1990～ 2000～ 2010～

## 電子化（NACCS）

- ・通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進策の実施 (15/1, 15/3, 16/1)
- ・NACCSに医薬品医療機器等法関係手続を追加 (14/11)
- ・開庁時間外にNACCSを利用して簡易審査扱い（区分1）とされた申告への許可通知 (14/10)
- ・NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出 (13/10)
- ・NACCSに各省庁システムを統合 (13/10)
- ・シングルウィンドウに空港の入出港手続を追加 (10/2)
- ・シングルウィンドウ稼働（輸出入手続・港湾の入出港手続） (03/7)
- ・貿易管理システム（経産省）との接続開始 (02/11)
- ・NACCSの対象地域を全国の港湾・空港に拡大 (99/10)
- ・植物・動物検疫システム（農水省）との接続開始 (97/4)
- ・食品衛生システム（厚労省）との接続開始 (97/2)
- ・海上貨物の通関手続を電子化（京浜港） (91/10)
- ・航空貨物の通関手続を電子化（成田地区） (78/8)

## 通関手続関係

- ・輸出入申告官署の自由化の実施 (17/10)
- ・原産地手続における自己申告制度の導入 (15/1)
- ・少額貨物に対する簡易税率の適用額を20万円以下まで拡大 (14/4)
- ・簡易審査扱い貨物（区分1）に係る通関関係書類の原則提出省略 (12/7)
- ・輸出貨物における保税搬入原則の見直し (11/10)
- ・予備審査制（海上輸出）の導入 (04/2)
- ・到着即時輸入許可制度（海上）の導入 (03/9)
- ・予備審査制（航空輸出）の導入 (01/4)
- ・輸入少額マニフェスト通関制度の導入 (01/4)
- ・到着即時輸入許可制度（航空）の導入 (96/4)
- ・少額貨物に対する簡易税率制度（10万円以下）の導入 (93/4)
- ・予備審査制（輸入）の導入 (91/4)
- ・納期限延長制度の導入  
・少額貨物の免税制度（1万円以下）の導入 (89/4)

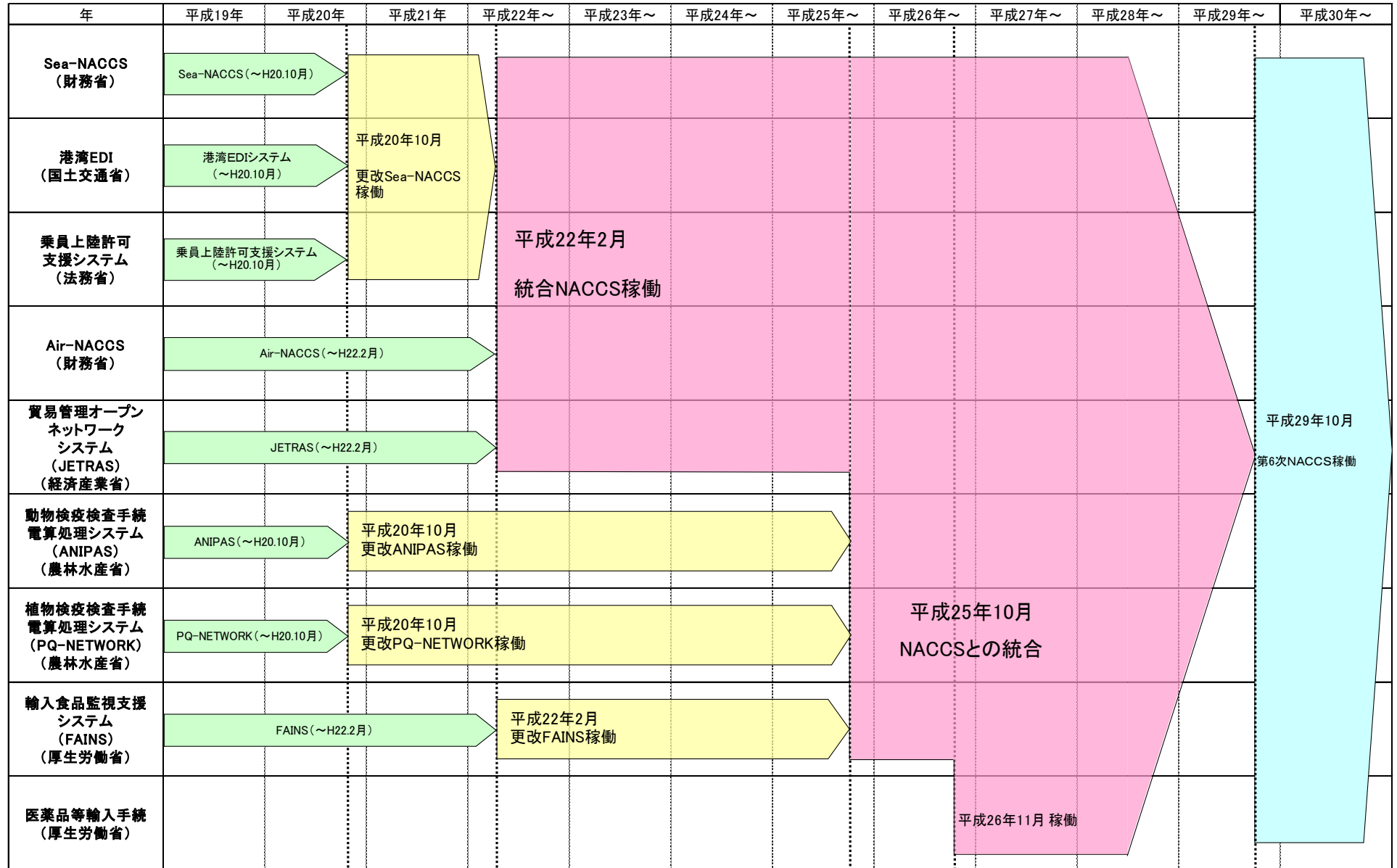
## AEO制度

- ・AEO輸入者及びAEO通関業者に係る加工再輸入減税手続の簡素化 (13/9)
- ・AEO輸出者が行う輸出入許可内容の訂正手続の簡素化 (13/3)
- ・AEO輸出入者に係る通関容器免税手続の簡素化 (12/10)
- ・AEO輸入者に係るAEO輸入者の提供要件緩和 (12/4)
- ・AEO通関業者に係る申告官署選択制の導入 (10/7)
- ・製造者へのAEO制度の対象拡大 (09/7)
- ・通関業者及び運送者へのAEO制度の対象拡大 (08/4)
- ・倉庫業者へのAEO制度の対象拡大 (07/10)
- ・輸入者に対するAEO制度の整備 (07/4)
- ・輸出者に対するAEO制度の導入 (06/3)
- ・簡易申告制度の導入 (01/3)

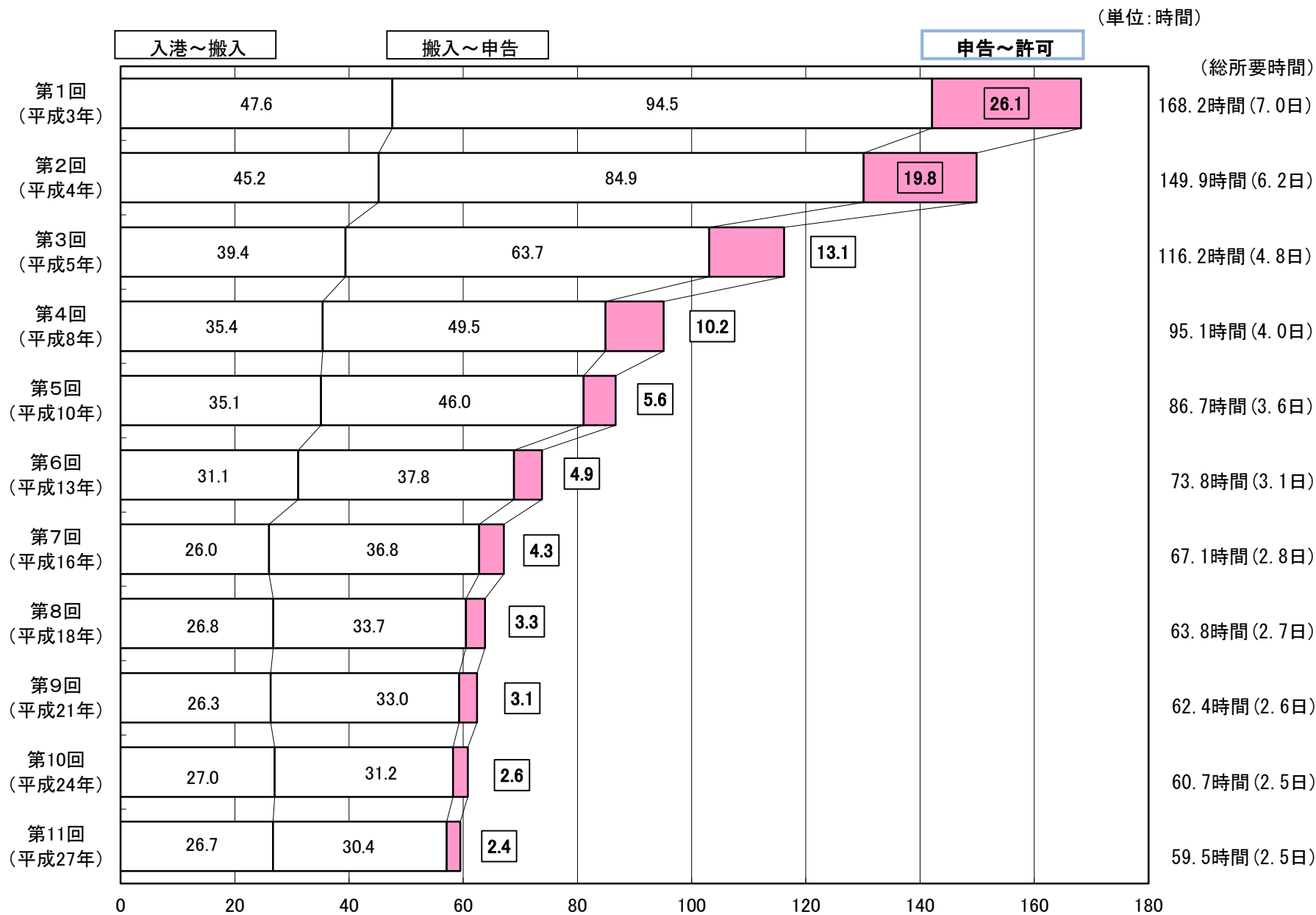
# NACCSについて

- ◆ 輸出入・港湾関連情報処理システム  
(Nippon Automated Cargo and port Consolidated System)
- ◆ 税関手続及び入国管理手続、食品衛生手続等の他省庁手続を含む官業務並びに貨物管理等の民間業務(輸出入等関連業務)を電子的に処理する官民共用のシステム  
※輸出入関連省庁:法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
- ◆ 輸出入申告の約99%を電子的に処理し、ペーパーレス化を実現
- ◆ 1回の入力・送信で輸出入関連手続を行うことができるシングルウィンドウ化を実現
- ◆ 関税等の自動納付やシステムによる自動許可を可能とし、通関手続に要する時間を短縮
- ◆ 日本全国をカバーし、24時間365日稼働
- ◆ 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 (NACCSセンター) が運営

# NACCSに係る統合の経緯

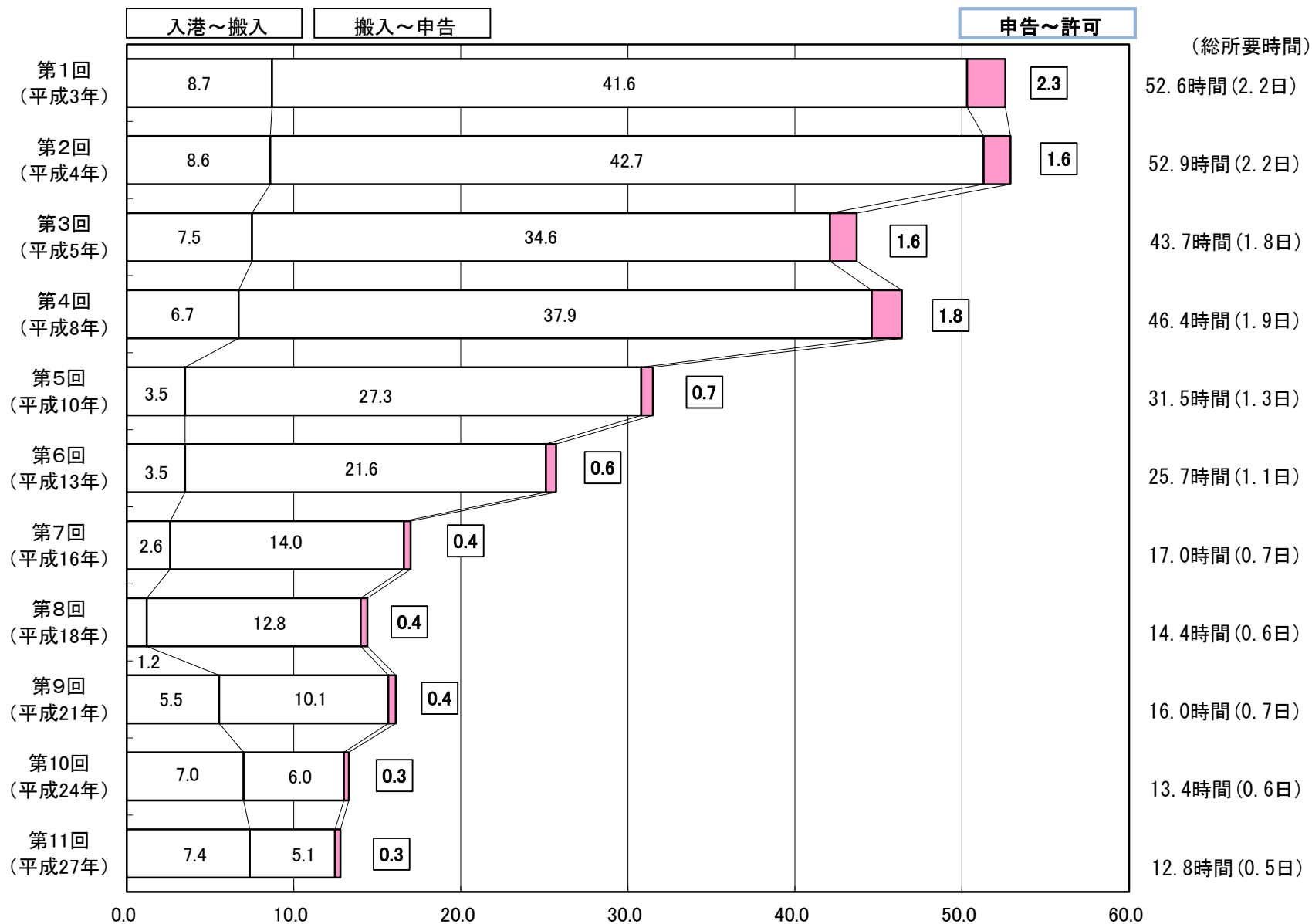


# 輸入通関手続の所要時間調査集計結果の推移(海上貨物)



# 輸入通関手続の所要時間調査集計結果の推移(航空貨物)

(単位:時間)



# AEO制度

## 我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度

米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて  
国際物流におけるセキュリティ対策の強化

背景

国際競争力向上等のため  
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進

### 国際標準に則ったAEO制度を導入(平成18年3月)

- ・ 財務省・税関と民間事業者とのパートナーシップの構築
- ・ 国際物流の一層の円滑化とセキュリティ確保との両立  
⇒ 我が国の国際競争力を強化 (その後、対象事業者、メリットを順次拡大)

### AEO制度とは

1. AEO制度に参加する事業者は、自社が関与する物流において
  - ① 税関手続等に関する法令を遵守すること (コンプライアンス遵守)
  - ② 取扱貨物の安全を確保していること (セキュリティ管理)
 を税関と共にあらかじめ確認 (※1)

2. 税関は、AEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供 (※2)

#### ※1 AEO制度が求める具体的要件例

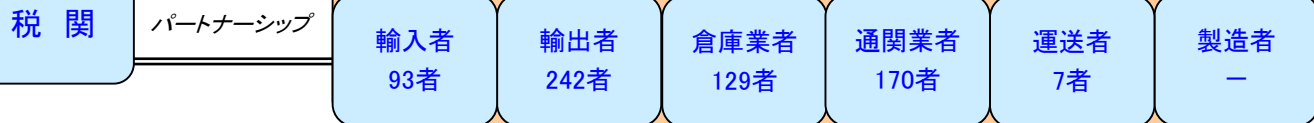
- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制、社内連絡体制
- 教育・訓練の体制

AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備が必要

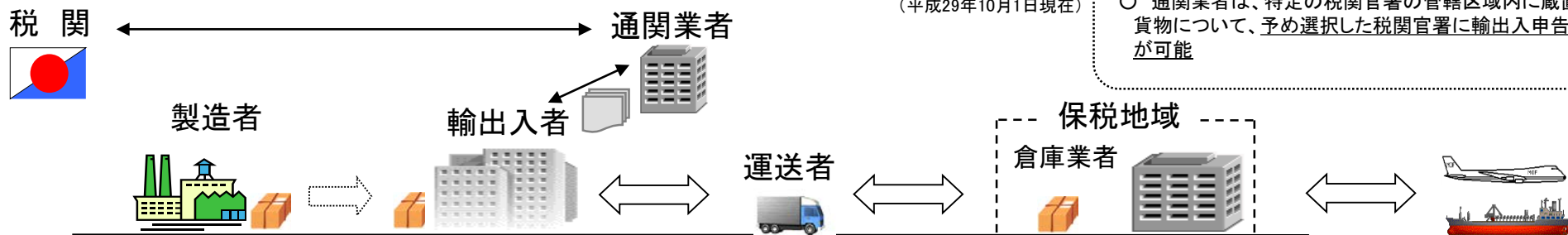
#### ※2 AEO事業者に対する緩和措置例

- 輸入手続: 貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続: 貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
- 保税運送手続: 運送ごとの保税運送承認が不要
- 新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要(税関への届出のみ)
- 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
- 通関業者は、特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能

### AEO制度の対象となる事業者(計641者)



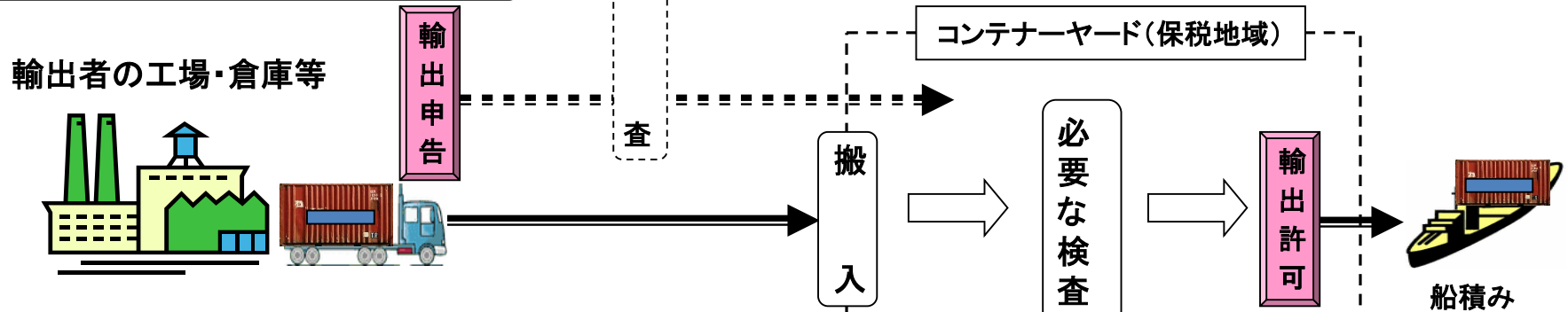
(平成29年10月1日現在)



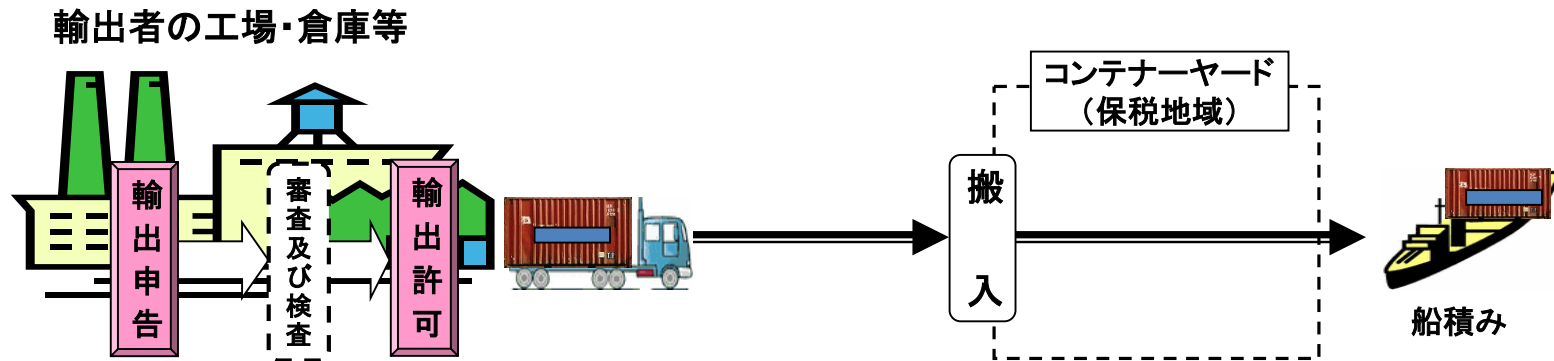
# AEO制度（特定輸出者制度）

## 特定輸出者制度の概要

### 一般的な輸出申告による輸出通関



### 特定輸出者制度による輸出通関

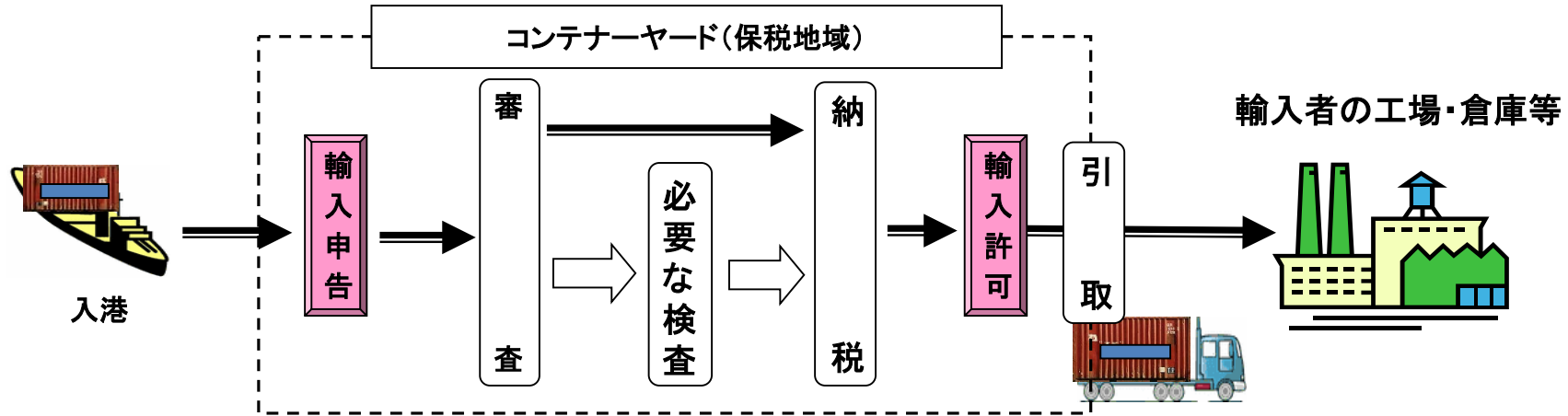




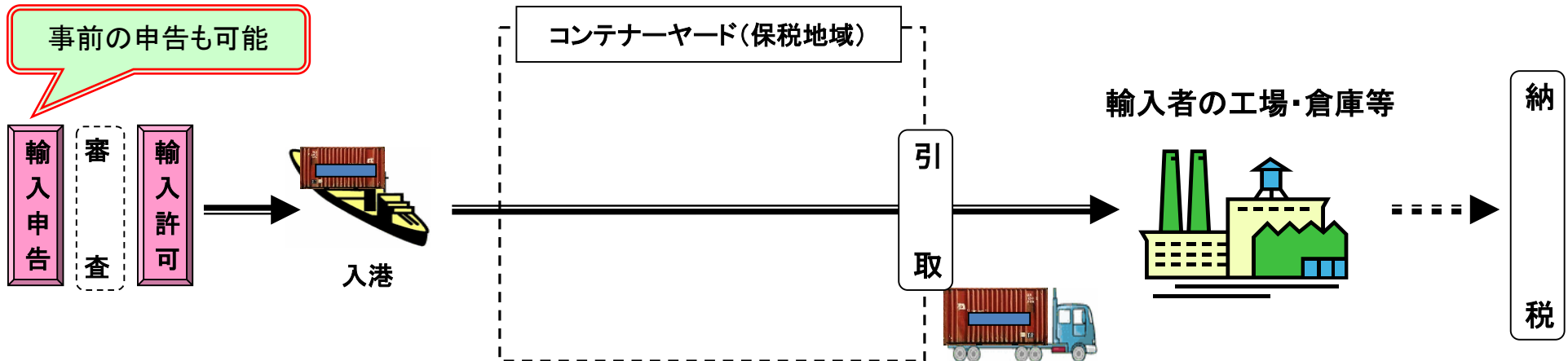
# AEO制度（特例輸入者制度）

## 特例輸入者制度の概要

### 一般的な輸入申告による輸入通関



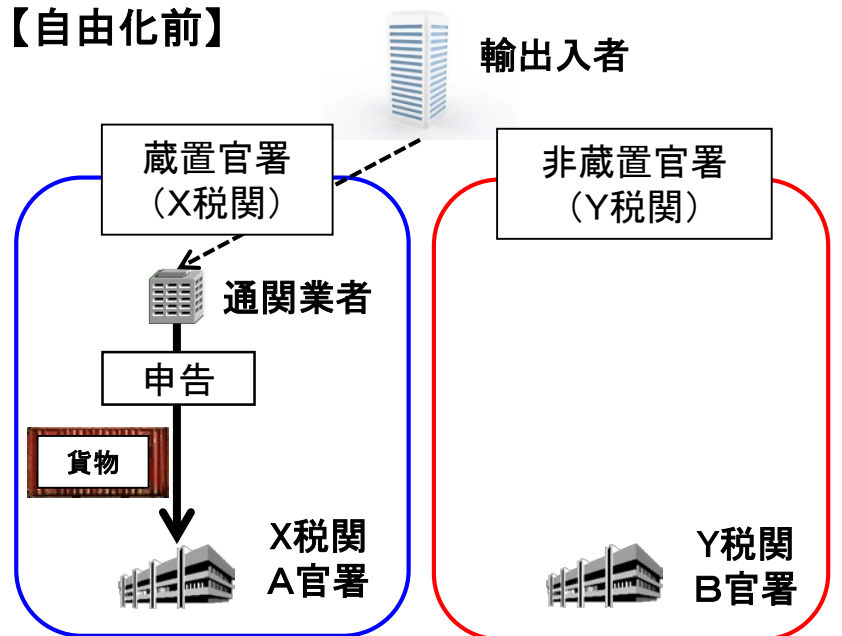
### 特例輸入者制度による輸入通関



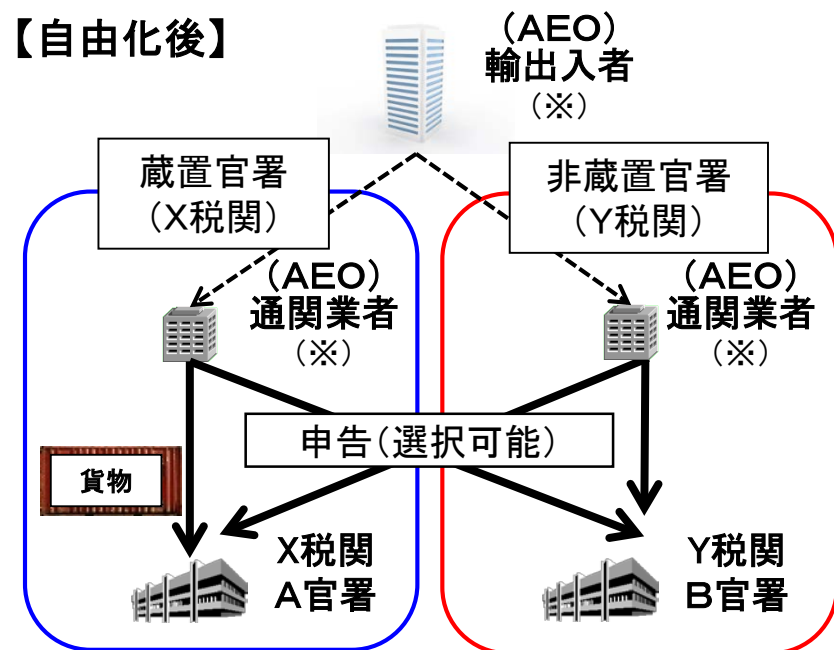
# 輸出入申告官署の自由化

蔵置官署(X税関)に加え、非蔵置官署(Y税関)に対しても輸出入申告を可能とする。(関税法の改正)  
そのため、通関業の営業区域制限を廃止する。(通関業法の改正)

## 【自由化前】



## 【自由化後】



(※)「輸出入者」または「通関業者」がAEOである場合。

関税定率法等の一部を改正する法律が平成28年3月に成立。自由化実施に伴い通達を改正。  
本年10月8日より施行。